

放射線専門部会の設置について（案）

年 月 日

原子力委員会決定

1. 目的

放射線利用は、医療、工業、農業、食品等の分野において、国民生活への貢献に資するものであり、「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」（平成12年11月24日原子力委員会決定）において、エネルギー利用と並ぶ原子力開発利用の柱の一つと位置付けられている。

したがって、放射線利用の推進について必要な調査審議を行うため、「放射線専門部会」を設置する。

2. 調査審議事項

- （1）放射線利用の高度化及び拡大を図るための研究開発の進め方
- （2）放射線利用推進を図るための研究開発体制の整備の進め方
- （3）放射線利用推進を図るための普及方策の進め方
- （4）その他

3. 構成

別途定めることとする。